

## 市長の専決処分事項の指定について

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定に基づき、平成26年5月1日以後次に掲げる事項は、市長が専決処分をすることができる。
  - (1) 市が当事者である和解で、その目的の価額が200万円以下のもの（第4号の和解及び訴訟上の和解を除く。）
  - (2) 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が200万円以下のもの
  - (3) 市が加入して組織する一部事務組合における他の加入地方公共団体の名称変更又は加入脱退に伴う法第286条第1項の協議
  - (4) 市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停
  - (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令の改正に伴って改正する必要がある条例であって、改正すべき内容に特段の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならない条例の改正
  - (6) 災害又は突発的な事故により必要となる維持補修、工事若しくは支援活動で緊急を要する歳入歳出予算の補正及び解散、欠員等の事由に基づく選挙で緊急を要する歳入歳出予算の補正
- 2 「市長の専決処分事項指定について」（平成18年9月26日議決）は、平成26年4月30日限り廃止する。

---

## 提案理由

### ◎議案第31号 市長の専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定につきましては、平成18年9月の定例会におきまして、2百万円以下の和解及び損害賠償、一部事務組合の規約変更の協議並びに市営住宅の管理上必要な訴訟を専決処分事項として議決しております。

本件は、先般、市長から地方税法等の改正に伴う条例の改正並びに災害等に伴う維持補修等で緊急を要する補正予算及び解散等による選挙で緊急を要する補正予算に関しまして、専決処分事項として指定を受けたいとの申出がありましたので、これらを指定しようとするものです。

地方税法等の改正につきましては、例年、年度の末日に公布され、その翌日の4月1日に施行されており、これに伴って必要となる条例の改正についても法律と同日で施行しなければならないものであることから、通年議会の導入に伴い、毎年4月1日に随時会議を開催することの是非についても検討いたしました。この場合の条例改正の内容は、政府が定める「税制改正の大綱」に基づき、広く国民に対して公平な税負担を求めるものであり、市独自の裁量を盛り込む余地もなく、法律及び政令に定める内容に従わなければならないものであるため、専決処分事項として指定し、これを迅速に処理できるようにすることといたします。

また、災害又は突発的な事故に伴う維持補修、工事等の経費につきましては、市民の安全に関わることから緊急に対応しなければならず、更に、解散、欠員等による選挙の経費につきましては、投票日までには万全の準備を速やかに進める必要があることから、併せて、これらを専決処分事項として新たに追加して指定することといたします。

以上の理由から本案を提出いたしました。